会計年度任用職員の休暇制度にかかわる要求署名

府職労交渉で提案された、会計年度任用職員の『休暇制度見直し提案』に対して、「コロナ対応で一丸となっている時に病休改悪とは何を考えているのか！」「会計年度任用職員の下支えがあってこそ、職場が成り立っていることを理解してほしい」「夏季休暇の見直しはあり得ない」･･･。会計年度任用職員だけでなく、正規職員や管理職員からも「職場運営に支障が出る」と疑問や怒りの声が寄せられています。

10月15日に、日本郵便で働く契約社員について、有給の病気休暇や夏季休暇、手当などに関して格差をつけるのは「不合理で違法」との最高裁判決が出されたもとで、今回の提案は、格差是正を求める社会の要請に逆行するものです。「国との権衡」を理由とした勤務条件の改悪は、正規職員に影響を及ぼす可能性もあります。

京都府の職場を支える会計年度任用職員の勤務条件改善こそ求められています。以下のの要求を申し入れます。

【会計年度任用職員にかかわる要求】

1　私傷病（有給3日→無給10日）、公務上の傷病（有給→無給）、短期介護（有給1日→0）、夏季（5日→連続3日）の休暇制度「見直し」提案を撤回すること。

2　新型コロナウィルス感染症やインフルエンザに罹患した場合の休暇制度をつくること。
（現行･･･罹患した場合に取得できる制度は、私傷病にかかわる有給の病気休暇3日のみ）

3　産休・育休代替で任用された場合の期末手当支給要件を見直すこと。
（現行･･･産休代替職員が引き続き育休代替職員として勤務しても、基準日現在の任用期間が6ヶ月未満の場合は支給対象外）

京都府知事　西脇　隆俊　様

京都府職員労働組合（　　）支部（　　）分会

氏　　名	氏　　名